

平成27年労第217号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の変更決定処分、休業補償給付を支給しない旨の処分並びに同月〇日付けでした療養補償給付を支給しない旨の変更決定処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業職として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社の1階から2階に通じる階段において掃き掃除をしていたところ、階段から転落して扉に頭部をぶつけ（以下「本件災害」という。）、同日、C病院に搬送され、「左被殻出血及び脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件災害が原因で本件疾病を発症したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病を会社施設内における負傷に起因する疾病と認め、これらを支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、後続請求である平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、医証上疑義が生じたとして改めて調査を行った結果、請求人の本件疾病は負傷に起因するものとは認められず、また、業務による明らかな過重負荷により発症したものとも認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。さらに、監督署長は、この処分に伴い、既

に支給する旨の処分をした療養補償給付及び休業補償給付について、これらを支給しない旨の変更決定処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件疾病の発症時期等について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E医師の意見を踏まえ、請求人は「左被殻出血」及び「脳梗塞」を発症したとした上で、これらの本件疾病は外傷によるものではなく、また、発症日は平成〇年〇月〇日である旨述べている。

この点について、請求代理人は、会社での就労中に階段から転落して頭部を打撲して発症したことは明らかである旨述べているが、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「頭部打撲。直後は意識障害なし。神経的異常なし。外傷とは関係なく、脳出血（高血圧性）を発症した可能性が考えられる。」と述べているところ、他に外傷によるものであるとする証拠もないことから、当審査会としても、D医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、脳血管疾患の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定

基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇については、本件疾病発症当日に本件災害に遭遇しているものの、E医師が上記意見書において、「頭部打撲。直後は意識障害なし。神経的異常なし。」と述べていることからみて、負傷の程度は甚大なものではないから、本件災害による身体的又は精神的負荷が著しいものであったとは認められない。

(4) 請求人の労働時間についてみると、以下のとおりである。

ア 請求代理人は、「請求人は、会社のほかに、会社Fでビル清掃の仕事をし、土日の出勤であった。さらに、会社Gでもビルの清掃の仕事をし、会社の仕事が終わった後に、2～3時間程度仕事をしていた。」旨述べるとともに、「会社以外の2社の労働時間が一切加算されていないため正しい労働時間とはいえない。」「会社の労働時間を所定労働時間とすると、他の2社の労働時間はすべて時間外労働時間になると思う。この時間外労働時間を合算すると、厚生労働省の認定基準を満たしていると思う。」旨述べている。

イ 労災保険制度は、労働基準法に基づく個々の使用者の災害補償責任を担保するものであるところ、大阪地方裁判所平成26年9月24日判決が判示しているように、「ある事業場での労働時間以外の時間に関し、労働者がどのように過ごすのかについては、当該労働者が自由に決定すべきものであって、当該事業場は関与し得ない事柄」であり、「当該事業場と別の事業場が実質的には同一の事業体であると評価できるような特段の事情がある場合でもない限り、別の事業場での勤務内容を労災の業務起因性の判断において考慮した上で、使用者に危険責任の法理に基づく災害補償責任を認めることはできない」から、労災保険における業務起因性の判断に当たって、使用者の指揮監督権限が及ばない他の事業場における当該労働者の就労状況を考慮することは、使用者に過大な責任を課するものであって、許されないものと言わざるを得ない。

したがって、業務の過重性を評価する場合の負荷要因の1つである労働時間については、たとえ労働者が複数の事業場において就労していたとしても、これら複数の事業場における労働時間を合算せず、それぞれの事業場ごとに

集計するのが相当である。

なお、請求代理人は、本件公開審理において、労働基準法第38条の規定や通勤災害に関する取扱いを挙げて、複数事業場での労働時間を合算すべきである旨主張しているが、①労働基準法第38条は複数の事業場で就労した場合における労働時間規制の基準となる労働時間の算定に関して定めたものにすぎないこと、また、②就労先である複数事業場間の移動中の災害を通勤災害として取り扱うのは法令上の明確な規定（労災保険法第7条第2項第2号）によるものであるところ、業務の過重性を評価する場合の負荷要因の1つである労働時間は、このような法令上の根拠を欠くものであって、これと同列に取り扱うことは適切ではないことからすれば、請求代理人の主張を採用することはできない。

ウ 以上からすると、本件においては、監督署長がタイムカードの記載及び会社関係者の申述を基に認定した会社における労働時間によって業務の過重性を評価すれば足りるものと判断する。

(5) 短期間の過重業務についてみると、請求人の本件疾病発症前1週間の就労状況は、総労働時間数が37時間30分で時間外労働は行っておらず、また、休日も2日確保されていることから、決定書理由第2の2(2)エに説示するとおり、当審査会としても、特に過重な業務に従事したものとは認められないものと判断する。

(6) 長期間の過重業務についてみると、請求人の本件疾病発症前6か月間の就労状況は、同1か月から同6か月のいずれの期間においても時間外労働を行っていないから、決定書理由第2の2(2)オに説示するとおり、当審査会としても、特に過重な業務に従事したものとは認められないものと判断する。

(7) 請求人の健康状態については、いずれの就労先でも健康診断を受診しておらず、C病院の診療録によると、「今まで病院にかかったことはない。」旨記載されている。しかし、請求人は、来院時の血圧が290/144であったことから、C病院において高血圧症と診断されており、同病院への搬送時に請求人の血圧が一時的に高くなった可能性は否定できないものの、当該数値からみて、請求人が普段から高血圧症の状態であったことについて疑義を挟む余地はない。

(8) 以上からすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過

重業務」のいずれも認められないから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められない。

なお、請求人が3つの事業場において就労していたことから、当審査会としては、会社以外の2つの事業場における業務内容についてもそれぞれ検討し、業務の過重性の程度について精査したが、会社以外の2つの事業場における業務は、いずれもビルの清掃という比較的軽易な業務であるから、直ちに過重な業務に従事していたものとは認められないものである。一方、請求人は、上記(7)のとおり、いずれの就労先においても健康診断を受けておらず、また、搬送先の病院の診療録からみると、高血圧症が強く推認される場所であるから、同人の基礎疾患である高血圧症の自然的経過による増悪が決定的な要因となって本件疾病を発症したものとみるのが相当であると判断する。

また、請求代理人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の変更決定処分並びに休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。